

- 2 発起人の住所及び氏名  
 天草郡五和町大字二江 4482 番地 1 江上 一力  
 天草郡五和町大字二江 87 番地 2 畑島 義久  
 天草郡五和町大字二江 408 番地 木口 正也
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合  
 天草中央漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
 平成 14 年 10 月 30 日から平成 14 年 11 月 13 日まで
- 5 縦覧場所  
 天草中央漁業協同組合

**熊本県告示第 844 号**

次の救急医療機関について救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 14 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	所 在 地	撤 回 日
井病院	熊本市八王寺町 27 番 11 号	平成 14 年 10 月 15 日

**熊本県告示第 845 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項に規定する同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称  
 不知火加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
 宇土郡不知火町大字松合 880 番地 西岡 博史  
 宇土郡不知火町大字松合 2995 番地 浦中 政春
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合  
 松合漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
 平成 14 年 10 月 30 日から平成 14 年 11 月 13 日まで
- 5 縦覧場所  
 松合漁業協同組合

**熊本県告示第 846 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 10 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	清 和 砥 用 線	上益城郡清和村大字木原谷字夕石 232 番 4 地先から  同 所 字井出口 980 番 1 地先まで	前	6.0 ～ 24.0	620.5	単道改
			後	6.0 ～ 45.0	642.0	
				10.0 ～ 49.0	383.6	